

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例

東近江市介護保険条例（平成 17 年東近江市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市は」の次に「、」を加える。

第 3 条第 2 項中「日ごろ」を「日頃」に改める。

第 5 条第 1 項中「めざした」を「目指した」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 3 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「190 万円」を「200 万円」に改め、同条第 4 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「290 万円」を「300 万円」に改め、同条第 5 項及び第 6 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

第 10 条第 4 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 26 条中「第 1 号」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第 9 条の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。